別紙1 医科診療報酬点数表

【令和6年10月1日施行】※別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19及び区分番号A002に掲げる外来診療料の注10の改正規定は、同年12月1日施行。

(傍線部分は改正部分)

	(Desperation of the party)
改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
医科診療報酬点数表	医科診療報酬点数表
[目次]	[目次]
(略)	(略)
第1章 基本診療料	第1章 基本診療料
第1部 初・再診料	第1部 初・再診料
通則	通則
(略)	(略)
第1節 初診料	第1節 初診料
区分	区分
A O O O 初診料 291点	A O O O 初診料 291点
注 1 ~14 (略)	注 1 ~14 (略)
15 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす	15 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関を受診した患者に対して十分な情	保険医療機関を受診した患者に対して十分な情
報を取得した上で初診を行った場合は、 <u>医療情</u>	報を取得した上で初診を行った場合は、 <u>医療情</u>
<u>報取得加算</u> として、月1回に限り <u>1点</u> を所定点	<u>報取得加算1</u> として、月1回に限り <u>3点</u> を所定
数に加算する。	点数に加算する。 <u>ただし、健康保険法第3条第</u>
	13項に規定する電子資格確認により当該患者に
	係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医
	療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受
	けた場合にあっては、医療情報取得加算2とし
	て、月1回に限り1点を所定点数に加算する。
16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働	16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働
大臣が定める施設基準に適合しているものとし	大臣が定める施設基準に適合しているものとし
て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受	て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受

診した患者に対して初診を行った場合は、医療 DX推進体制整備加算として、月1回に限り、 当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を それぞれ所定点数に加算する。

イ 医療DX推進体制整備加算1

ロ 医療DX推進体制整備加算2

10点 ハ 医療DX推進体制整備加算3 8点

第2節 再診料

区分

A001 再診料

75点

11点

注 1~18 (略)

19 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に対して十分な情 報を取得した上で再診を行った場合は、医療情 報取得加算として、3月に1回に限り1点を所 定点数に加算する。

20 (略)

A O O 2 外来診療料

76点

注1~9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に対して十分な情 報を取得した上で再診を行った場合は、医療情 報取得加算として、3月に1回に限り1点を所 定点数に加算する。

診した患者に対して初診を行った場合は、医療 DX推進体制整備加算として、月1回に限り8 点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

第2節 再診料

区分

A001 再診料

75点

注 1~18 (略)

19 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に対して十分な情 報を取得した上で再診を行った場合は、医療情 報取得加算3として、3月に1回に限り2点を 所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3 条第13項に規定する電子資格確認により当該患 者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保 険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供 を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4 として、3月に1回に限り1点を所定点数に加 算する。

20 (略)

A002 外来診療料

76点

注1~9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に対して十分な情 報を取得した上で再診を行った場合は、医療情 報取得加算3として、3月に1回に限り2点を 所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3 条第13項に規定する電子資格確認により当該患

	者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保 険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供 を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4 として、3月に1回に限り1点を所定点数に加 算する。
11 (略)	11 (略)
A 0 0 3 (略)	A 0 0 3 (略)
第2部 (略)	第2部 (略)
第2章~第4章 (略)	第2章~第4章 (略)